

平成29年 第4回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成29年4月10日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、番号1番、〇の畑と田の農地、〇の〇〇さんの所有なんですけれども、それを、〇の〇〇さんに売買にて権利移転という案件です。

担当委員さんの説明をお願いいたします。

5番委員

5番、廣田尚夫です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

所有権の移転、購入・売買ということで、場所的には〇の〇より東へ600m前後進んだ田んぼと、あと山林状態の畑の2カ所になります。4月1日、土曜日、申請者の〇〇さんと現地調査をいたしました。東側の田んぼは砂地で水はたまりにくいんですが、大丈夫とのこと。少し西側の山林状態の畑は、かなり荒れているものですから、まず、整備してから検討しますということでした。

調査事項1、権利を取得しようとする者、その世帯員が耕作するに關しましては、4月1日、本人の意思も確認でき、山林状態の畑は、まず整備してから検討しますと、実行は確実と思われま。

2、権利を取得後の耕作面積は10a以上であるかは、ほかの畑、田んぼを合わせて10a以上であり、クリアされています。

3、周辺農地の利用に支障を生じないかは、田んぼ耕作と山林状態の畑の整備を考慮されているので、支障はないものと思われま。

4、その他に想定される懸案事項は、特に見当たりません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま廣田委員より報告いただきました。

この案件につき、質問、意見等ございましたら挙手の上、発言願います。

いかがですか。ありませんか。

なければ許可と決定したいと思ひます。よろしいですか。

（「異議なし」の声）

それでは許可と決定いたします。

続きまして、議案第12号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第12号農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。

別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

番号1番、〇の〇〇さん、一般個人住宅用の転用の申請です。
担当委員さんの説明をお願いいたします。

11番委員

11番、森下です。

農地法第4条の規定による転用の申請なのですが、この4月2日の日曜日に
現地で本人とお会いして、資金計画等全て確認させていただきました。

調査結果なのですが、場所は〇の真ん中辺といいますか、すぐそばは〇さん
とか〇とかというような観光的なスポットは何カ所かあるんですが、純然たる
畑のど真ん中みたいところで住宅が点在しているというような箇所ござい
ます。これについては農振の除外は既に平成27年度に申請を受けて済んでお
ります。

今回申請に至った経緯なのですが、現在、親と本人と娘さん3代で同居され
ているんですけども、娘さんが結婚されるということで、同居するに当たっ
て今の家を改築だ何だと考えたらしいんですが、やっぱり手狭だったりするも
のですから、自宅のすぐ東側の自分の所有地の一部にこの農地を転用して自宅
を建てたいということで、申請に至ったような経過でございます。本人は金融
関係機関にお勤めの方でございますので、資金的な部分、それからあと、施工
される工務店さんについても施工されることは確実だということで、資金計画
等も含めて特に問題は見当たりませんでした。

また、資料を見ていただければわかるんですが、自分の所有の農地が全部道
路に囲まれておりますので、他の耕作者に対する日陰による営農上の問題等も
特に見当たりませんし、広さも700㎡弱で、一般的な3世代が同居する住宅
等を建築するに当たっての広さについても、そう過大な面積ではないというふ
うな判断に至りました。その関係がありますので、この転用に関して地区農業
上に特に与える影響はないと判断をされましたので、報告させていただきます。
また、以上の経過を踏まえてよろしくご審議を願いたいと思います。よろしく
お願いします。

議 長

ありがとうございます。

ただいま森下委員より報告いただきました。

この案件につき、質問、意見等ございましたら挙手の上、発言願います。

いかがですか。ありませんか。

なければ許可相当と決したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは許可することに決めます。

続きまして、議案第13号農地法第5条の規定による許可申請について、事
務局より説明をお願いいたします。

事務局 5ページをお開きください。
議案第13号農地法第5条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。
別紙記入事件2件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 それでは、番号1番、〇の畑ですけれども、所有者の〇〇さんから〇〇さん
へ入口通路として所有権移転・売買ということです。
担当委員さんの報告をお願いいたします。

5番委員 5番の廣田です。
農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。
所有権の移転・売買ということで、先ほど説明がありましたとおり、場所的
には〇の〇西側、その北下のところで4月1日、土曜日、現地調査いたしまし
た。〇〇さんの家の出入り口が少し狭く、冬の凍結時、車両が下の畑に落ちる
可能性もちょっとあるような感じがいたしましたので、出入り口の形状をよく
したいということです。
調査事項1、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、申請書、資金、
これは残高証明書が確認できました。4月1日、本人の意思も確認でき、許可
がおりてから着工したいとのことでした。実行は確実と思われます。
2、申請面積の妥当性ですが、申請面積は12㎡であり、周辺の利用状況か
らも適当と思われます。
3、周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、現地は道路、宅地、休耕中
の畑に囲まれた連続性のない休耕中農地であり、支障は発生する見込みはござ
いません。
4、転用することによって生じる付近の農地の作物被害の防除措置の確認で
すが、周辺は休耕中の畑となっており、想定される被害等はないと思われます。
5、その他に想定される懸案事項は特に見当たりません。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいま廣田委員より報告いただきました。
この案件につき、質問、意見等ございましたら挙手の上、発言願います。
いかがですか。
なければ許可相当と決したいと思えます。よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）
それでは許可相当と決します。
続きますので、番号2番と3番は関連がありますので一緒に行います。
〇の畑、消防団詰所の用地として所有者の〇〇さんと〇〇さんから、〇〇に
使用貸借ということで転用です。
担当委員さんの報告をお願いいたします。

6番委員

6番の石坂です。

農地法第5条の申請による調査に行っていました。4月1日に〇〇さんというか、実際には理事がこの〇〇さんという方なのですが、その消防団のすぐ前なのですが、おらないで、〇〇さんになっておる関係で、〇まで行って、一応相談したりいろいろ聞いてきました。私が代わりにいろいろな預かり物をしているんだよということで話をしたり、面積について話したりしてきました。利用目的についても、これは公共事業で〇〇または〇号を直すための建設業者の中に入っていたりしているものですから、もうみんな地域の人いろいろな話をしたりということで、もうこのまま続けてもらっていいんだよということ言われてきました。面積に対しても、〇〇さんは13㎡ですか、もう間違いなくと。それから、〇〇さんについても208㎡、間違いありませんということ。それから、周辺の条件についてなんですが、周辺農地の営農状況についても、〇号に沿ったりすぐ前に道路があったり、裏には3面の水路が通っていたりして、もう周辺の農地にも障害とかそういうものはないと、支障はないと思われました。それから、転用することによって生じる付近の農地の農作物の被害、防除措置等についても今述べさせてもらったような状況ですので、考えられないと思います。その他の懸案事項についてはなきものだと思いますので、皆さんのご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま石坂委員に報告いただきました。

この案件につき、質問、意見等ございましたら挙手の上、発言願ひます。

いかがですか。

なければ許可相当と決したいと思ひます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは許可相当と決します。

続きまして、議案第14号農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりお願ひいたします。

事務局

7ページをお開きください。

議案第14号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めます。

別紙記入事件19件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画の概要でございます。田は賃貸借の通年、1万573㎡、畑は賃貸借の通年、1万636㎡、使用貸借の通年、2,377㎡、田畑の合計、2万3,586㎡です。貸し手は13戸、借り手は13戸でございます。設定期間は、田は2年、5年、6年、畑は3年、5年、6年、10年です。

9ページから10ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、次のページに具体的な記載がありますので見ていただいて、何か意見等ございましたら発言願います。

特にありませんか。

なければ承認と決したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、承認と決します。

続きまして、議案第15号農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準の設定について、事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、11ページをご覧ください。

議案第15号農地法第3条第2項第5号の別段面積の基準の設定についてです。

農地法第3条第2項第5号の規定による50aに代わるべき面積を適用する区域並びにその面積を次のとおり定めたいので決定を求めます。

1、別紙調書に記載のとおり。

12ページをご覧ください。

別段面積の基準(下限面積)の設定について。

農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定します。農業委員会は、毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議することになっておりますが、最近においては農用地移転の相談も多くなっており、今年度の下限面積(別段の面積)の設定を以下のとおり提案いたします。

以下の内容につきましては、昨年4月に行われましたときの内容と全く同じ内容でございます。

参考に13ページをご覧ください。

これは公示する内容案を記載させていただいております。

以上よろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明は、事務局より別段面積の基準の設定についてということで、昨年と変わらずに今年も同じ面積で決定したいということですが、皆さんの中に意見等ございましたら発言願います。

よろしいですか。

(「異議なし」の声)

なければ決定といたします。

続きまして、議事を終わりました5番の協議事項・報告事項、(1)農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局のほうから願います。

事務局 14ページをお開きください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について。

農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上です。

議 長 ただいま報告いただきました。
 以上をもちまして5番の協議事項・報告事項まで終了いたしました。
 8番の閉会を吉野職務代理にお願いいたします。

閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理吉野拓夫閉会を宣す。

〔午後2時00分〕